

28監査報告第11号

平成29年3月30日

千葉市議会議長 向 後 保 雄 様

千 葉 市 長 熊 谷 俊 人 様

千葉市監査委員 清 水 謙 司

同 宮 原 清 貴

同 酒 井 伸 二

同 石 井 茂 隆

地方自治法第199条第1項、第4項、第5項及び第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

平成 2 8 年度財政援助団体等監査結果報告

第 1 監査の対象

1 出資団体

- (1) 株式会社 千葉経済開発公社（経済農政局経済部）
- (2) 千葉市住宅供給公社（都市局建築部）

2 財政援助団体

- (1) 千葉市住宅供給公社（都市局建築部）
千葉市住宅供給公社運営事業補助金
- (2) 中央区ふるさとまつり実行委員会（中央区）
中央区自主企画事業補助金（中央区ふるさとまつり事業）
- (3) 花見川区民まつり実行委員会（花見川区）
花見川区自主企画事業補助金（花見川区民まつり）
- (4) 稲毛区民まつり実行委員会（稲毛区）
稲毛区自主企画事業補助金（稲毛区民まつり事業）
- (5) 若葉区民まつり実行委員会（若葉区）
若葉区自主企画事業補助金（若葉区民まつり事業）
- (6) 緑区ふるさとまつり実行委員会（緑区）
緑区自主企画事業補助金（緑区ふるさとまつり事業）
- (7) 美浜区民フェスティバル実行委員会（美浜区）
美浜区自主企画事業補助金（美浜区民フェスティバル事業）

3 公の施設の指定管理者

- (1) 富田町管理運営組合（経済農政局農政部）
千葉市富田都市農業交流センター
- (2) 下田ふれあい交流施設管理運営組合（経済農政局農政部）
千葉市下田都市農業交流センター
- (3) 中田市民農園管理運営組合（経済農政局農政部）
千葉市中田都市農業交流センター
- (4) 千葉酪農農業協同組合（経済農政局農政部）
千葉市乳牛育成牧場

第 2 監査の範囲

1 出資団体

平成 2 7 年度に執行した事業運営に係る出納その他の事務

2 財政援助団体

平成 2 7 年度の市からの財政的援助に係る出納その他の事務

3 公の施設の指定管理者

平成 2 7 年度の公の施設の管理に係る出納その他の事務

ただし、必要がある場合は、上記以外の期間も範囲とした。

また、併せて所管部局の当該団体に対する財政的援助等に関する事務についても監査を

実施した。

第3 監査の期間

平成28年9月1日から平成29年3月28日まで

第4 監査の方法

今回の監査は、出資団体については、事業運営が出資目的に沿って適正に行われているか、財政援助団体については、財政的援助が交付目的に沿って適正に活用されているか、公の施設の指定管理者については、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、また、所管部局については、財政援助団体等に対して指導等が適切に行われているかなどを主眼に実施した。

監査に当たっては、関係書類を抽出により調査するとともに、関係者から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を行った。

第5 監査の結果

対象団体の事務及び当該団体に関する所管部局の事務は、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善及び検討の必要があるものが認められた。所管部局においては、対象団体に対する指導を含めて適切な措置を講ずるとともに、対象団体においても適切な措置を講じられたい。

1 指摘事項

(1) 財政援助団体

ア 中央区ふるさとまつり実行委員会、花見川区民まつり実行委員会、稲毛区民まつり実行委員会、若葉区民まつり実行委員会、緑区ふるさとまつり実行委員会、美浜区民フェスティバル実行委員会

(ア) 補助金に係る領収書等証拠書類の整備を適切に行うべきもの

(緑区ふるさとまつり実行委員会)

千葉市補助金等交付規則第9条によると、補助事業者等は、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならないとされている。

しかしながら、緑区ふるさとまつり実行委員会においては、会議に使用する食糧費として、「部会の人数×2, 000円」を各部長に対し事前に支払っているが、領収書等の提出を求めておらず精算処理が行われていないことから、用途の把握ができなかった。

補助金交付団体は、補助金に係る領収書等証拠書類の整備について適切に行われたい。

(イ) 交付申請書に基づいた実績報告書を適正に作成すべきもの

(中央区、稲毛区、若葉区、緑区及び美浜区の各実行委員会)

千葉市補助金等交付規則第3条第1項によると、補助金交付申請者は、補助事業等の目的及び内容を記載した申請書を市長に提出しなければならないとされている。

これに基づき、各区の実行委員会※¹は、当該年度に実施するまつり事業※²を補助事業として交付申請し、これに対し、市は、事業内容等が適正であると認め補助金の交付決定をしている。

しかしながら、実績報告の経費内訳について、納品書等により品名及び納品日を確認したところ、まつり事業に使用するものであるものの、次年度に実施するまつり事業に使用する物品が一部含まれていた。

補助金交付団体は、交付申請書に基づいた実績報告書を適正に作成されたい。

(ウ) 補助金の交付条件を遵守すべきもの

(中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区及び美浜区の各実行委員会)

各区の自主企画事業補助金交付要綱第4条第1号によると、「事業の内容、経費の配分又は実施計画の変更をする場合には、あらかじめ区長の承認を受けること。」とされている。

しかしながら、各区の自主企画事業補助金(まつり事業)においては、経費の配分変更が生じたにもかかわらず、あらかじめ区長の承認を得ていなかった。

補助金交付団体は、補助金の交付条件を遵守し、事務処理を適正に行われたい。

(エ) 補助金の交付決定及び額の確定審査を適正に行うべきもの

(中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区及び美浜区の各区役所)

千葉市補助金等交付規則第4条第1項によると、補助金等の交付を決定するに当たり、市長は、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうかを調査するとされ、同規則第13条によると、補助金等の額を確定するに当たり、市長は、実績報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査するとされている。

また、「補助金の執行事務の適正化について」(平成14年3月1日付け財政部長通知)によると、補助金の交付決定及び額の確定における補助金額の算定については、補助対象経費の項目及び項目毎の金額を明らかにするとともに、「補助事業等の効果」に係る書類については、省略することなく、交付決定前及び確定通知前に補助金の効果を具体的に確認し、審査できるような具体的な数値化を求めることとされている。

しかしながら、各区の自主企画事業補助金(まつり事業)においては、次の事例が見受けられたが、補助金交付団体に対し書類の修正を求めることなくそのまま受理していた。

- a 各区の自主企画事業補助金交付要綱では、別表に補助対象経費が定められているが、補助金の交付申請及び実績報告により提出された経費が、補助金交付要綱で定められている補助対象経費ではなく、各区の実行委員会が定めた事務費、会議費などの項目であった。
- b 補助金交付申請書については補助事業等の目的及び効果が、また、実績報告書については効果が記載されていないものがあった。

市は、補助金の交付決定及び額の確定審査を適正に行われたい。

※1：各区の補助金交付団体名は、「中央区ふるさとまつり実行委員会」、「花見川区民まつり実行委員会」、「稲毛区民まつり実行委員会」、「若葉区民まつり実行委員会」、「緑区ふるさとまつり実行委員会」、「美浜区民フェスティバル実行委員会」であるが、本文において複数の団体名を表記する場合は、『実行委員会』としている。

※2：各区の補助事業名は、「中央区ふるさとまつり事業」、「花見川区民まつり」、「稲毛区民まつり事業」、「若葉区民まつり事業」、「緑区ふるさとまつり事業」、「美浜区民フェスティバル事業」であるが、本文において複数の補助事業名を表記する場合は、『まつり事業』としている。

(オ) 補助事業の変更に係る承認審査を適正に行うべきもの

(中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区及び美浜区の各区役所)

各区の自主企画事業補助金交付要綱第4条第1号によると、「事業の内容、経費の配分又は実施計画の変更をする場合には、あらかじめ区長の承認を受けること。」とされている。

しかしながら、各区の自主企画事業補助金（まつり事業）においては、経費の配分変更が生じたにもかかわらず、あらかじめ区長の承認を得ていなかった。

市は、補助金交付団体に対し補助金交付条件を遵守するよう指導するとともに、補助事業の変更に係る承認審査を適正に行われたい。

(カ) 補助金の交付決定の審査を適正に行うべきもの（美浜区役所）

「補助金の執行事務の適正化について」（平成14年3月1日付け財政部長通知）によると、「交付決定にあたっては、必要により交付先団体の財政状況も審査の対象として、特に多額の余裕資金、前年度剰余金等有る団体については、必要に応じて補助金額の調整を行うこと。」とされ、「事前交付にあたっては、交付先団体の資金需要（自己資金の状況、前年度からの繰越金、補助対象事業の支払い予定等）を聴取の上、必要が認められる場合に事前交付すること」とされている。

しかしながら、美浜区民フェスティバル実行委員会においては、前年度からの繰越金があったにもかかわらず、補助金交付申請額全額を事前交付していた。

市は、補助金の交付決定の審査を適正に行われたい。

(2) 公の施設の指定管理者

ア 富田町管理運営組合

(ア) 収支予算書を適正に作成すべきもの

千葉市富田都市農業交流センターの管理に関する基本協定書第22条第2項によると、指定管理者は、翌事業年度の管理業務に係る事項を記載した事業計画書に当該管理業務に係る収支予算書を添付して市に提出し、その承認を得るものとするとしている。

しかしながら、収支予算書には、指定管理委託料及び管理業務のうち自主事業分が記載されていなかった。

事業計画書及び収支予算書は、当該事業年度における管理運営業務の計画を示すものであることから、指定管理者は、基本協定書に基づき収支予算書を適正に作成されたい。

(参考) 収支予算書の項目について（網掛け部分が未記載）

事業名	収入	支出
管理業務 (自主事業以外)	利用料金収入 指定管理委託料	人件費、光熱水費、園内維持管理、 植栽維持管理など
管理業務 (自主事業)	体験事業、受託事業などの収入	人件費、委託費など

(イ) 収支決算書を適正に作成すべきもの

千葉市富田都市農業交流センターの管理に関する基本協定書第23条第2項

によると、指定管理者は、報告事項を記載した事業報告書に管理業務に係る収支決算書を添付して市に提出するものとするとしている。

しかしながら、収支決算書には、雑収入が未計上であったほか、一部の光熱水費と雑収入とが相殺して計上されていた。

事業報告書及び収支決算書は、事業計画書に記載のとおり管理運営業務が行われたかを確認するものであることから、指定管理者は、基本協定書に基づき収支決算書を適正に作成されたい。

(ウ) 個別修繕の通知等の手続きを適正に行うべきもの

千葉県富田都市農業交流センターの管理に関する基本協定書第34条第2項によると、「指定管理者は、維持管理計画に記載されていない管理施設の修繕で費用の支出が見込まれるものを実施する必要がある場合は、その旨を速やかに市に通知するとともに、当該通知をした日から10日以内に、個別修繕計画書に当該修繕に関する見積書を添えて市に提出して、当該修繕の実施について市と協議し、その承認を得たものについての個別修繕を実施するものとする。」とされている。また、同条第3項によると、「指定管理者は、前項の規定により実施した個別修繕の結果について、当該修繕を完了した日から10日以内に、個別修繕実施報告書を市に提出して報告するものとする。」とされている。

しかしながら、富田都市農業交流センターの管理業務については、個別修繕が行われていたにもかかわらず、通知等の手続きが行われていなかった。

指定管理者は、基本協定書に基づき個別修繕の通知等の手続きを適正に行われたい。

(エ) 収支予算書の確認を適正に行うべきもの（経済農政局農政部）

千葉県富田都市農業交流センターの管理に関する基本協定書第22条第2項によると、指定管理者は、翌事業年度の管理業務に係る事項を記載した事業計画書に当該管理業務に係る収支予算書を添付して市に提出し、その承認を得るものとするとしている。

しかしながら、収支予算書には、指定管理委託料及び管理業務のうち自主事業分が記載されていなかったが、指定管理者に対しその旨指導することなく書類を受理していた。

事業計画書及び収支予算書は、市が指定管理者による管理運営状況の評価・モニタリングを行う際の基準になることから、市は、基本協定書に基づき収支予算書の確認を適正に行われたい。

イ 下田ふれあい交流施設管理運営組合

(ア) 経費見積書を適正に作成すべきもの

千葉県下田都市農業交流センターの管理に関する基本協定書第23条第2項によると、指定管理者は、翌事業年度の管理業務に係る事項を記載した事業計画書に当該管理業務に係る経費見積書を添付して市に提出し、その承認を得るものとするとしている。

しかしながら、経費見積書には、指定管理委託料及び管理業務のうち自主事業分が記載されていなかった。

事業計画書及び経費見積書は、当該事業年度における管理運営業務の計画を示

すものであることから、指定管理者は、基本協定書に基づき経費見積書を適正に作成されたい。

(参考) 経費見積書の項目について(網掛け部分が未記載)

事業名	収入	支出
管理業務 (自主事業以外)	指定管理委託料	人件費、光熱水費、植栽管理、合併浄化槽保守点検など
管理業務 (自主事業)	事業収入(直売所・レストランなどの収入)、雑収入	人件費、出荷者支払、食材等仕入など

(イ) 経費決算書を適正に作成すべきもの

千葉市下田都市農業交流センターの管理に関する基本協定書第24条第2項によると、指定管理者は、報告事項を記載した事業報告書に管理業務に係る経費決算書を添付して市に提出するものとするとしている。

しかしながら、経費決算書には、一部の光熱水費と雑収入とが相殺して計上されていた。

事業報告書及び経費決算書は、事業計画書に記載のとおり管理運営業務が行われたかを確認するものであることから、指定管理者は、基本協定書に基づき経費決算書を適正に作成されたい。

(ウ) 経費見積書の確認を適正に行うべきもの(経済農政局農政部)

千葉市下田都市農業交流センターの管理に関する基本協定書第23条第2項によると、指定管理者は、翌事業年度の管理業務に係る事項を記載した事業計画書に当該管理業務に係る経費見積書を添付して市に提出し、その承認を得るものとするとしている。

しかしながら、経費見積書には、指定管理委託料及び管理業務のうち自主事業分が記載されていなかったが、指定管理者に対しその旨指導することなく書類を受理していた。

事業計画書及び経費見積書は、市が指定管理者による管理運営状況の評価・モニタリングを行う際の基準になることから、市は、基本協定書に基づき経費見積書の確認を適正に行われたい。

ウ 中田市民農園管理運営組合

(ア) 収支予算書を適正に作成すべきもの

千葉市中田都市農業交流センターの管理に関する基本協定書第23条第2項によると、指定管理者は、翌事業年度の管理業務に係る事項を記載した事業計画書に当該管理業務に係る収支予算書を添付して市に提出し、その承認を得るものとするとしている。

しかしながら、収支予算書には、管理業務のうち自主事業分が記載されていなかった。

事業計画書及び収支予算書は、当該事業年度における管理運営業務の計画を示すものであることから、指定管理者は、基本協定書に基づき収支予算書を適正に作成されたい。

(参考) 収支予算書の項目について（網掛け部分が未記載）

項目	収入	支出
管理業務 （自主事業以外）	指定管理委託料、利用料金収入、雑収入、受取利息	人件費、光熱水費、園内維持管理業務、一般廃棄物処理業務など
管理業務 （自主事業）	収穫体験、感謝祭等のイベント、農作物等の販売などの収入	仕入品、消耗品費、維持管理費、会議費など

(イ) 経費決算書を適正に作成すべきもの

千葉市中田都市農業交流センターの管理に関する基本協定書第24条第2項によると、指定管理者は、報告事項を記載した事業報告書に管理業務に係る経費決算書を添付して市に提出するものとするとしている。

しかしながら、経費決算書には、一部未計上の収入や他の科目に合算して計上した支出などが見受けられた。

事業報告書及び経費決算書は、事業計画書に記載のとおり管理運営業務が行われたかを確認するものであることから、指定管理者は、基本協定書に基づき経費決算書を適正に作成されたい。

(ウ) アンケート調査結果報告書の提出を適正に行うべきもの

千葉市中田都市農業交流センターの管理に関する基本協定書第44条第2項によると、「指定管理者は、各月のアンケート調査の結果を集計して、集計したアンケート調査の結果及び当該結果についての指定管理者の分析、評価等を記載したアンケート調査結果報告書を当該月の翌々月に提出する月次事業報告書に添付して、市に提出するものとする。」とされている。

しかしながら、アンケート調査結果報告書については、年度終了後に提出する事業報告書において報告されていたが、月次事業報告書に添付して提出されていなかった。

指定管理者は、基本協定書に基づきアンケート調査結果報告書の提出を適正に行われたい。

(エ) 収支予算書の確認を適正に行うべきもの（経済農政局農政部）

千葉市中田都市農業交流センターの管理に関する基本協定書第23条第2項によると、指定管理者は、翌事業年度の管理業務に係る事項を記載した事業計画書に当該管理業務に係る収支予算書を添付して市に提出し、その承認を得るものとするとしている。

しかしながら、収支予算書には、管理業務のうち自主事業分が記載されていなかったが、指定管理者に対しその旨指導することなく書類を受理していた。

事業計画書及び収支予算書は、市が指定管理者による管理運営状況の評価・モニタリングを行う際の基準になることから、市は、基本協定書に基づき収支予算書の確認を適正に行われたい。

エ 千葉酪農農業協同組合

(ア) 経費見積書を適正に作成すべきもの

千葉市乳牛育成牧場の管理に関する基本協定書第23条第2項によると、指定管理者は翌事業年度の管理業務に係る事項を記載した事業計画書に当該管理業

務に係る経費見積書を添付して市に提出し、その承認を得るものとする」とされている。

しかしながら、経費見積書には、管理業務のうち乳牛預託事業及び自主事業分が記載されていなかった。

事業計画書及び経費見積書は、当該事業年度における管理運営業務の計画を示すものであることから、指定管理者は、基本協定書に基づき経費見積書を適正に作成されたい。

(参考) 経費見積書の項目について(網掛け部分が未記載)

事業名	収入	支出
管理業務 (下記2項目以外)	指定管理委託料	人件費、光熱水費、衛生共済治療費、管理消耗品費など
管理業務 (乳牛預託事業)	乳牛預託料(飼料代)	預託飼料費
管理業務 (自主事業)	生乳売払、牛売払	人件費、光熱水費、衛生共済治療費、飼料費など

(イ) 経費見積書の確認を適正に行うべきもの(経済農政局農政部)

千葉市乳牛育成牧場の管理に関する基本協定書第23条第2項によると、指定管理者は翌事業年度の管理業務に係る事項を記載した事業計画書に当該管理業務に係る経費見積書を添付して市に提出し、その承認を得るものとする」とされている。

しかしながら、経費見積書には、管理業務のうち乳牛預託事業及び自主事業分が記載されていなかったが、指定管理者に対しその旨指導することなく書類を受理していた。

事業計画書及び経費見積書は、市が指定管理者による管理運営状況の評価・モニタリングを行う際の基準になることから、市は、基本協定書に基づき経費見積書の確認を適正に行われたい。

2 意見

(1) 財政援助団体

ア 中央区ふるさとまつり実行委員会、花見川区民まつり実行委員会、稲毛区民まつり実行委員会、若葉区民まつり実行委員会、緑区ふるさとまつり実行委員会、美浜区民フェスティバル実行委員会

(ア) 補助金以外の収入の取扱いを適正に行うべきもの

(中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区及び美浜区の各区役所)

今回、各区の自主企画事業補助金(まつり事業)について監査をしたところ、すべての区において当該補助金以外の収入があるにもかかわらず、各区の自主企画事業補助金交付要綱(まつり事業)に定める補助金額の算定方法において、当該補助金以外の収入額を控除するものとしなかったものがあった。

また、補助事業終了後の精算事務の取扱いも異なっていた。

本補助事業は、各区が自主的に行う事業ではあるが、まつり事業が始まった経緯や目的は同様であると考えられることから、補助金以外の収入の取扱いについては、統一的な仕組みを構築するなど、事業の適正化に向け積極的に取り組まれたい。

参考：監査対象団体の概要

1 出資団体

(1) 株式会社 千葉経済開発公社

ア 設立年月日 昭和46年6月11日

イ 設立目的 千葉市における住宅団地、特に稲毛海浜ニュータウンにおいて、商業店舗、事務所用の大規模施設の運営を行うことを目的として設立された。

ウ 所在地 千葉市美浜区高洲2丁目3番14号

エ 代表者 代表取締役社長 中西 一成

オ 資本金 100,000千円（千葉市出資額 40,000千円）

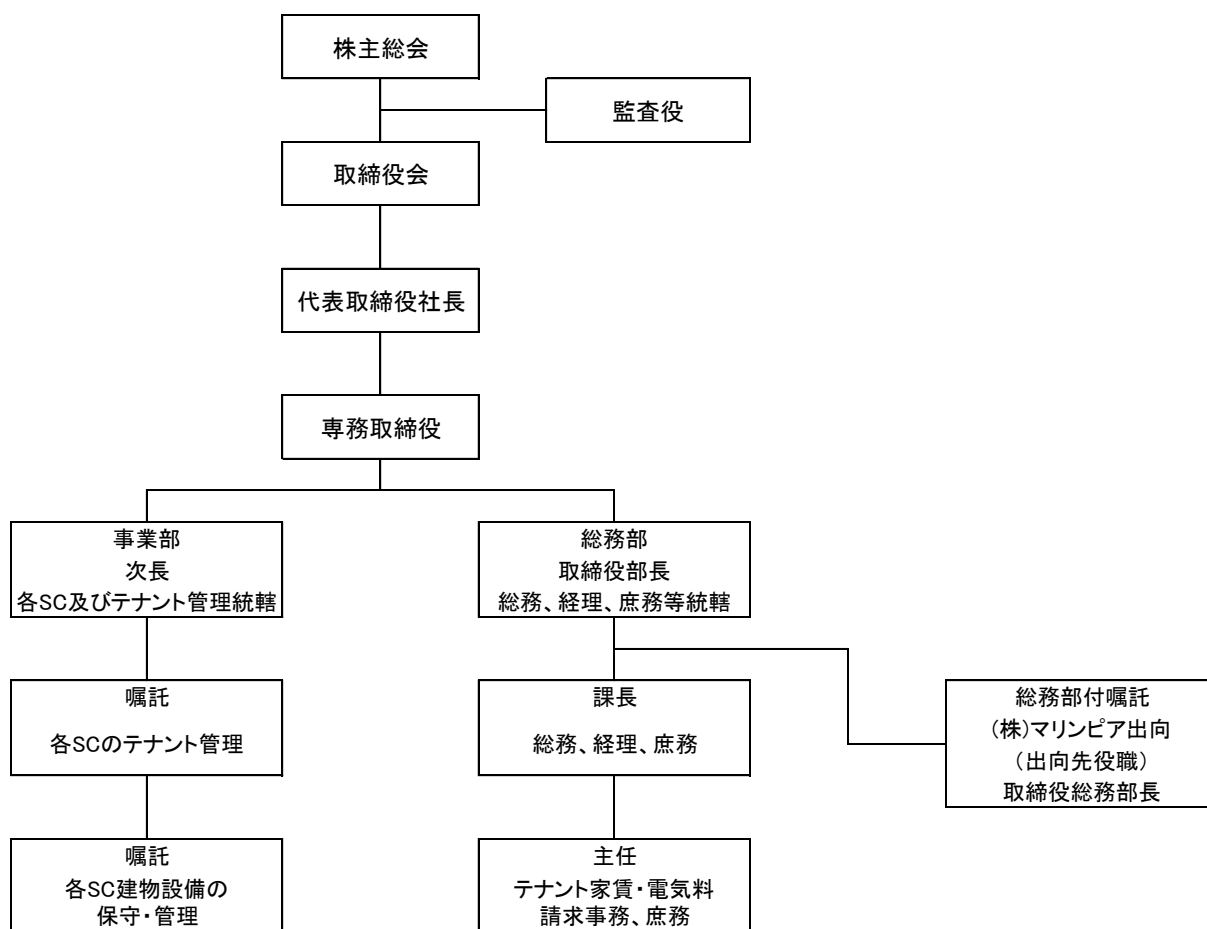
カ 事業内容

（ア）ショッピングセンター等の運営・賃貸事業

（イ）駐車場賃貸事業

（ウ）介護施設への土地賃貸事業

キ 組織（平成28年9月1日現在）



ク 財務諸表

(ア) 経営成績

損益計算書（正味財産増減計算書）

（平成27年5月1日～平成28年4月30日）（単位：千円）

科 目	平成27年度	平成26年度	増 減
営業収益	302,348	291,681	10,667
営業費用	257,716	252,786	4,930
営業利益	44,632	38,895	5,737
営業外収益	1,757	3,042	△ 1,285
営業外費用	3,495	3,682	△ 187
経常利益	42,894	38,255	4,639
特別利益	50	0	50
特別損失	0	2,695	△ 2,695
税引前当期純利益	42,944	35,560	7,384
法人税・住民税および 事業税	10,225	10,792	△ 567
当期純利益	32,719	24,768	7,951

(イ) 財政状態

貸 借 対 照 表

（平成28年4月30日現在）（単位：千円）

科 目	平成27年度	平成26年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産	111,578	69,852	41,725
2 固定資産	1,623,177	1,635,798	△ 12,620
(1)有形固定資産	1,555,492	1,568,112	△ 12,620
(2)無形固定資産	569	569	0
(3)投資その他の資産	67,116	67,116	0
資産合計	1,734,755	1,705,650	29,105
II 負債の部			
1 流動負債	108,360	106,960	1,400
2 固定負債	489,288	484,302	4,986
負債合計	597,648	591,262	6,386
III 純資産の部			
1 株主資本			
(1)資本金	100,000	100,000	0
(2)利益剰余金	1,037,107	1,014,388	22,719
利益準備金	25,000	25,000	0
別途積立金	955,000	945,000	10,000
繰越利益剰余金	57,107	44,388	12,719
純資産合計	1,137,107	1,114,388	22,719
負債及び純資産合計	1,734,755	1,705,650	29,105

(2) 千葉市住宅供給公社

ア 設立年月日 平成8年7月1日

イ 設立目的 住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積み立て分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びそのように供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の推進に寄与することを目的とする。

ウ 所在地 千葉市中央区千葉港2番1号
千葉中央コミュニティセンター1階

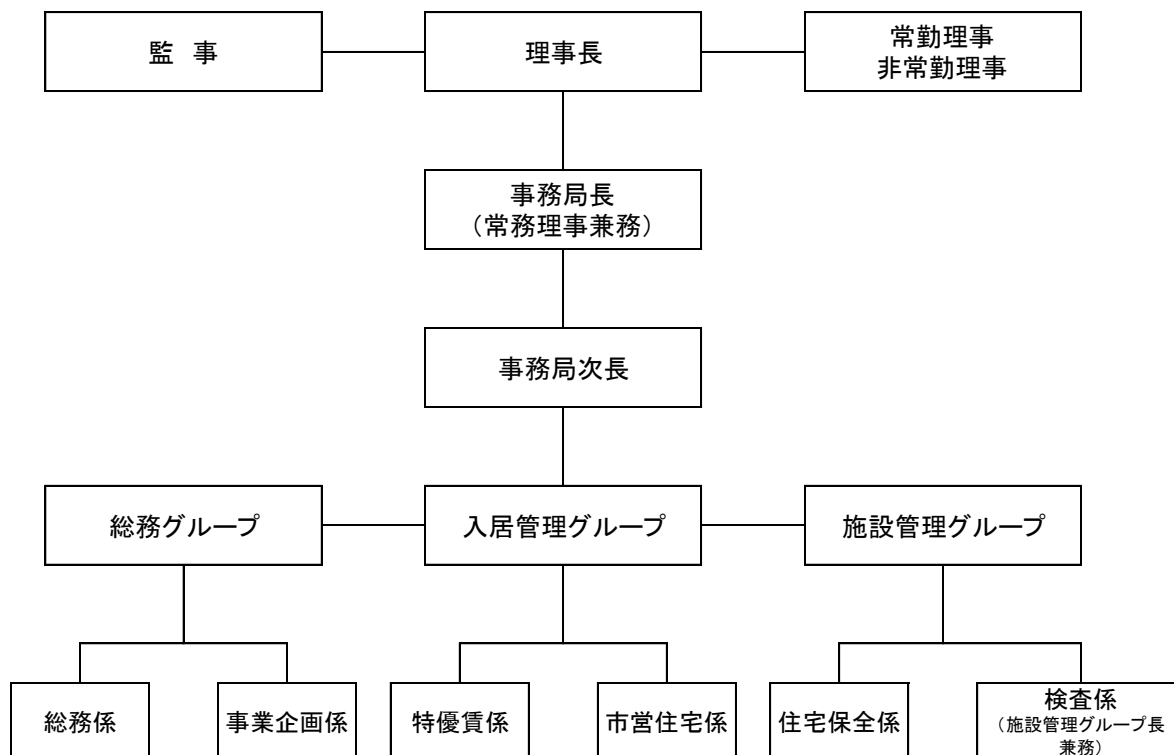
エ 代表者 理事長 山田 和雄

オ 基本財産 100,000千円（千葉市出資額 100,000千円）

カ 事業内容

- (ア) 特定優良賃貸住宅管理供給事業
- (イ) 駐車場管理受託事業
- (ウ) 介護・高齢者・障害者住宅改修審査受託事業
- (エ) すまいアップコーナー受託事業
- (オ) 再生可能エネルギー等設備導入事業補助事業に係る事務受託事業
- (カ) 空家の管理支援・解体促進支援事業
- (キ) 市営住宅等管理委託事業

キ 組織（平成28年9月1日現在）



ク 財務諸表

(ア) 経営成績

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日～平成28年3月31日) (単位：千円)

科 目	金 額	会 計 別	
		一般会計	市営住宅等 管理会計
事業収益	1,955,914	1,016,786	939,128
賃貸管理事業収益	740,153	740,153	0
その他事業収益	1,215,761	276,633	939,128
事業原価	1,980,436	1,041,308	939,128
賃貸管理事業原価	792,403	792,403	0
その他事業原価	1,188,033	248,906	939,128
一般管理費	47,245	47,245	0
事業利益	△ 71,767	△ 71,767	0
その他経常収益	97,974	97,974	0
その他経常費用	4,166	4,166	0
経常利益	22,041	22,041	0
当期純利益	22,041	22,041	0

(イ) 財政状態

貸 借 対 照 表

(平成28年3月31日現在) (単位：千円)

科 目	金 額	会 計 別	
		一般会計	市営住宅等 管理会計
流動資産	648,156	492,443	155,713
固定資産	326,212	326,212	0
有価証券	299,896	299,896	0
その他の有形固定資産	31,647	31,647	0
減価償却累計額	△ 5,332	△ 5,332	0
資産合計	974,368	818,655	155,713
流動負債	389,417	233,704	155,713
固定負債	313,449	313,449	0
負債合計	702,866	547,153	155,713
資本金	100,000	100,000	0
資本剰余金	5,000	5,000	0
繰越剰余金	166,502	166,502	0
資本合計	271,502	271,502	0
負債及び資本合計	974,368	818,655	155,713

2 財政援助団体

(1) 千葉市住宅供給公社

- ア 団体概要 団体概要については、1－(2) 参照
イ 対象補助金 千葉市住宅供給公社運営事業補助金
89,762,000円

(2) 中央区ふるさとまつり実行委員会

- ア 設立年月日 平成5年2月19日
イ 設立目的 中央区の地域特性や区民の自主性を十分に活かしながら、区としての一体感の高揚、区民意識と地域の連帯感の醸成を図ることを目的とする。
ウ 所在地 千葉市中央区中央3丁目10番8号
エ 代表者 委員長 石橋 邦彦
オ 事業内容
(ア) 中央区ふるさとまつりの開催事業
カ 対象補助金 中央区自主企画事業補助金（中央区ふるさとまつり事業）
3,286,699円

(3) 花見川区民まつり実行委員会

- ア 設立年月日 平成5年2月20日
イ 設立目的 区民相互の協調と親睦・区民意識の醸成及び高揚を図るため、地域社会の発展に寄与することを目的とする。
ウ 所在地 千葉市花見川区瑞穂1丁目1番
エ 代表者 会長 原田 雅男
オ 事業内容
(ア) 花見川区民まつりの開催事業
カ 対象補助金 花見川区自主企画事業補助金（花見川区民まつり）
3,658,000円

(4) 稲毛区民まつり実行委員会

- ア 設立年月日 平成5年4月1日
イ 設立目的 稲毛区における区民意識の醸成及び高揚を図ることを目的とする。
ウ 所在地 千葉市稲毛区穴川4丁目12番1号
エ 代表者 実行委員長 種池 賀子
オ 事業内容
(ア) 稲毛区民まつりの開催事業

カ 対象補助金 稲毛区自主企画事業補助金（稲毛区民まつり事業）
3, 894, 000円

（５）若葉区民まつり実行委員会

ア 設立年月日 平成5年5月23日

イ 設立目的 若葉区の地域特性や区民の自主性を十分に活かしながら、区としての一体感の高揚、区民意識と地域の連帯感の醸成を図ることを目的とする。

ウ 所在地 千葉市若葉区桜木北2丁目1番1号

エ 代表者 会長 小川 善之

オ 事業内容

（ア）若葉区民まつりの開催事業

カ 対象補助金 若葉区自主企画事業補助金（若葉区民まつり事業）
3, 300, 000円

（６）緑区ふるさとまつり実行委員会

ア 設立年月日 平成5年2月13日

イ 設立目的 緑区民相互の協調と親睦、区民意識の高揚及び醸成を図り、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

ウ 所在地 千葉市緑区おゆみ野3丁目15番地3

エ 代表者 委員長 大槻 勝三

オ 事業内容

（ア）緑区ふるさとまつりの開催事業

カ 対象補助金 緑区自主企画事業補助金（緑区ふるさとまつり事業）
3, 200, 000円

（７）美浜区民フェスティバル実行委員会

ア 設立年月日 平成5年2月18日

イ 設立目的 美浜区民フェスティバルを実施し、美浜区区民相互の交流・ふれあいによる地域の活性化と区民意識の醸成を図ることを目的とする。

ウ 所在地 千葉市美浜区真砂5丁目15番1号

エ 代表者 委員長 遠山 孝行

オ 事業内容

（ア）美浜区民フェスティバルの開催事業

カ 対象補助金 美浜区自主企画事業補助金（美浜区民フェスティバル事業）
3, 290, 000円

3 公の施設の指定管理者

(1) 富田町管理運営組合

ア 団体概要

(ア) 所在地 千葉市若葉区富田町 6 9 6 番地 1 3

(イ) 代表者 組合長 小倉将稔

イ 公の施設名 千葉市富田都市農業交流センター

ウ 指定期間 平成 2 4 年 4 月 1 日～平成 2 9 年 3 月 3 1 日

エ 指定管理委託料 3 1, 0 1 3, 0 0 0 円

オ 施設の概要

区 分	概 要
施 設 規 模	敷地 8 6, 0 0 0 m ² 地域農業活動拠点施設 鉄骨造 平屋建 4 4 9 m ² トイレ・休憩所（駐車場） 木 造 平屋建 8 0 m ² トイレ・休憩所（花畑） 木 造 平屋建 2 8 m ²
地域農業活動拠点施設	事務室 1 6 m ² 研修室 ・第 1 研修室 6 4 m ² ・第 2 研修室（和室） 3 0 m ² ・第 3 研修室 9 7 m ² 農産加工室 9 0 m ² 農機具倉庫 3 m ² トイレ 2 6 m ² 通路 1 2 4 m ²
施 設 概 要	花畑（シバザクラ） 8, 3 3 2 m ² ビオトープ 4 8 8 m ² 梅園・ツツジ園 2, 5 5 0 m ² 芝生広場 9, 4 7 0 m ² 原田池 1 6, 4 8 4 m ²
休 館 日 等	休館日 月曜日（祝日の場合は翌日） 年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日） ※地域農業活動拠点施設のみ 開館時間 地域農業活動拠点施設 9 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0

カ 管理業務等の概要

(ア) 指定管理業務

区 分	内 容
施設運営業務	・受付業務（研修室） ・使用許可業務（研修室） ・公共情報等の掲示業務 ・情報管理業務 ・安全管理業務 ・緊急時対応業務 ・利用促進業務

施 設 維 持 管 理 業 務	・ 建築物管理業務 ・ 設備機器管理業務 ・ 備品等管理業務 ・ 清掃業務 ・ 駐車場、トイレ・休憩所等管理業務 ・ 植栽管理業務 ・ 環境衛生管理業務 ・ 保安警備業務 ・ 廃棄物処理業務
経営管理業務	・ 事業計画書作成業務 ・ 事業報告書作成業務 ・ 事業評価（モニタリング）業務 等

(イ) 自主事業

区 分	内 容
イ ベ ン ト 等	・ 農業体験農園 ・ 直売所の開設 ・ 農産物のオーナー制 ・ 果樹園の収穫体験 ・ 体験教室の開催

(2) 下田ふれあい交流施設管理運営組合

ア 団体概要

(ア) 所在地 千葉県若葉区下田町 1 2 1 0

(イ) 代表者 組合長 石橋重次

イ 公の施設名 千葉県下田都市農業交流センター

ウ 指定期間 平成 2 5 年 4 月 1 日～平成 3 0 年 3 月 3 1 日

エ 指定管理委託料 8, 9 7 9, 0 0 0 円

オ 施設の概要

区 分	概 要
施 設 規 模	敷地 1 3, 5 5 6 m ²
	総合交流拠点施設 鉄骨造 平屋建て 4 9 5 m ²
	トイレ棟 鉄骨造 平屋建て 4 1 m ²
総 合 交 流 拠 点 施 設	農産物展示ホール 2 0 4 m ²
	情報コーナー 1 5 m ²
	事務室 1 2 3 m ²
	食堂 1 2 4 m ²
	食品加工・製造室 2 9 m ²
駐 車 場	普通車 6 0 台
	障害者用 1 台
	大型 2 台
	臨時（普通車） 2 0 台

ふれあい広場	7, 000 m ²
休 館 日 等	休館日 月曜日（祝日の場合は翌日） 年末年始(12月29日から翌年の1月3日までの日) 開館時間 9：00～17：00

カ 管理業務等の概要

(ア) 指定管理業務

区 分	内 容
施設運営業務	・ 公共情報等の掲示 ・ 情報管理業務 ・ 安全管理業務 ・ 緊急時対応業務 ・ 利用促進業務
施 設 維 持 管 理 業 務	・ 建築物管理業務 ・ 設備機器管理業務 ・ 備品等管理業務 ・ 清掃業務 ・ 駐車場管理業務 ・ 植栽管理業務 ・ 環境衛生管理業務 ・ 保安警備業務
経営管理業務	・ 事業計画書作成業務 ・ 事業報告書作成業務 ・ モニタリング業務 ・ 事業評価業務 等

(イ) 自主事業

区 分	内 容
イ ベ ン ト 等	・ 農産物直売所及びレストランの運営 ・ 家族お米作り体験 ・ 収穫祭 ・ 店頭イベント ・ 農産物出張販売

(3) 中田市民農園管理運営組合

ア 団体概要

- (ア) 所在地 千葉市若葉区中田町7 1 3 番地
- (イ) 代表者 組合長 杉山正義
- イ 公の施設名 千葉市中田都市農業交流センター
- ウ 指定期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日
- エ 指定管理委託料 13, 131, 000円

オ 施設の概要

区 分	概 要
施 設 規 模	敷地面積 55,562.64㎡ 地域農業活動拠点施設 鉄骨造 平屋建て 220㎡
地域農業活動 拠 点 施 設	事務室 18㎡ 休憩所兼研修スペース 130㎡ 農機具倉庫 32㎡ 便所 40㎡
施 設 概 要	市民農園 10,140㎡ ・第1農園（20㎡×280区画） ・第2農園（40㎡×113区画） ・車イス用プランター（4㎡×5区画） 野バラ園 3,163㎡ 芝生広場 3,125㎡ 駐車場 4,739㎡ ・普通車 184台 ・障害者用 6台 ・大型 3台
休 館 日 等	休館日 月曜日（祝日の場合は翌日） 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日） ※地域農業活動拠点施設のみ 開館時間 地域農業活動拠点施設 9:00～17:00 地域農業活動拠点施設以外の施設 4月から9月まで 7:00～18:00 10月から3月まで 8:00～17:00

カ 管理業務等の概要

（ア）指定管理業務

区 分	内 容
施設運営業務	・受付業務（市民農園） ・使用許可業務（市民農園） ・公共情報揭示業務 ・情報管理業務 ・安全管理業務 ・緊急時対応業務 ・利用促進業務
施設維持 管 理 業 務	・建築物管理業務 ・設備機器管理業務 ・備品等管理業務 ・清掃業務 ・駐車場管理業務 ・植栽管理業務 ・環境衛生管理業務 ・保安警備業務 ・廃棄物処理業務

経営管理業務	・事業計画書作成業務 ・事業報告書作成業務 ・モニタリング業務 ・事業評価業務 等
--------	--

(イ) 自主事業

区 分	内 容
イベント等	・種・たい肥・資材等の提供 ・栽培講習会 ・収穫体験

(4) 千葉酪農農業協同組合

ア 団体概要

(ア) 所在地 千葉市若葉区富田町1033番地1

(イ) 代表者 代表理事組合長 安田憲一

イ 公の施設名 千葉市乳牛育成牧場

ウ 指定期間 平成27年4月1日～平成30年3月31日

エ 指定管理委託料 34,679,000円

オ 施設の概要

区 分	概 要
開 所 年 月 日	昭和43年4月1日
利 用 時 間	9:00～17:00
敷 地 面 積	166,442㎡(うち草地面積52,000㎡)
施 設 構 造	管理人宿舎 2棟 109.6㎡ 木造平屋建
	管理事務所 1棟 52.0㎡ 壁式コンクリート造平屋建
	育成牛舎 2棟 918.0㎡ 鉄骨造平屋建
	成牛舎 1棟 322.6㎡ フリーストール牛舎アフレク型パーラー
	農機具倉庫 2棟 173.75㎡ 軽量鉄骨造平屋建
	堆肥舎 2棟 210.37㎡ 木造平屋建
	飼料倉庫 1棟 72.0㎡ 鉄骨造平屋建
	受精卵移植施設 1棟 115.0㎡ 鉄骨造平屋建
	ポンプ室 1棟 19.5㎡ 鉄骨造平屋建
	ふん尿発酵処理施設 1棟 475.0㎡ ハウス式
	分娩哺育舎 1棟 131.7㎡ 鉄骨造平屋建
	公衆便所 1棟 26.75㎡ 鉄筋コンクリート造平屋建

カ 管理業務等の概要

(ア) 指定管理業務

区 分	内 容
乳牛管理業務	牧場利用許可、乳牛の育成、ふん尿処理、飼料作成等

維持管理業務	保守管理、清掃、設備機器管理、備品管理、駐車場管理、保守警備等
経営管理業務	事業計画書の作成、事業報告書の作成、事業評価等
預託事業	市内酪農家より預託された乳牛の育成管理

(イ) 自主事業

区 分	内 容
生乳・子牛 売 払 い 事 業	生乳売払い、子牛売払い